

## 第1節

## 生活安定のための施策

## 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

## (1) 障害保健福祉施策の動向

障害保健福祉施策においては、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

とりわけ、「支援費制度」は、サービスの在り方をこれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にした。

この「支援費制度」の下で、知的障害のある人や障害のある児童を中心に利用者が急増し、全国的にサービス実施市町村が増えた。

その一方で、サービス利用の急速な伸びに対応できるように制度をより安定的かつ効率的なものとする事、サービス提供について自治体間に大きな格差が生じていること、精神障害のある人が制度の対象外となっているなど障害種別等によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容が異なっていること等の課題とともに、障害のある人が地域で自立して生活するために必要な就労の支援策の充実等の政策課題も生じていた。

これらの課題に対応し、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月1日から一部施行され、同年10月から全面的に施行された。

同法は障害のある人の地域移行の推進や就

労支援の強化など、障害のある人が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指したものであるが、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るための激変緩和の施策として、平成18年12月に「特別対策」を、19年12月に「緊急措置」を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行った。加えて、平成22年4月から低所得（市町村民税非課税）の障害のある人等に係る障害福祉サービス及び補装具にかかる利用者負担について、無料とした。

また、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るための検討が、推進会議の下の「総合福祉部会」で約2年間にわたって議論され、平成23年8月には、当該制度改革に係るいわゆる「骨格提言」が取りまとめられた。

この骨格提言等を踏まえ、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が平成24年3月13日に閣議決定され、同年6月20日に成立し、平成25年4月1日より施行（一部、平成26年4月1日施行）された（法律の概要については、図表2-21）。

なお、「障害者総合支援法」が施行されるまでの間においても、障害のある人の地域生活の支援の充実を図るために、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正により、利用者負担について応能負担を原則とするとともに、障害児支援の強化や相談支援の充実等が図られてきたところである（改正の概要については図表2-22）。

## (2) 障害者総合支援法の概要

## ア 障害福祉サービス

- ① 障害種別によらない一体的なサービス提供

■ 図表2-21 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

<b>地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要</b>	
<b>1. 趣旨</b>	(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。	
<b>2. 概要</b>	<b>5. 障害者に対する支援</b>
<b>1. 題名</b> 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。 <b>2. 基本理念</b> 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。 <b>3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)</b> 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。 <b>4. 障害支援区分の創設</b> 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。	<b>① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)</b> <b>② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化</b> <b>③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)</b> <b>④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)</b> <b>6. サービス基盤の計画的整備</b> <b>① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定</b> <b>② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化</b> <b>③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化</b> <b>④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化</b>
<b>3. 施行期日</b>	
平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)	
<b>4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)</b>	
<b>① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</b> <b>② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</b> <b>③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方</b> <b>④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</b> <b>⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方</b> ※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。	